

宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和元年8月

宜野湾市健康推進部介護長寿課

1 業務の説明

(1) 業務名

宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務

(2) 業務概要

宜野湾市の高齢者が、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れることを目指し、高齢者や介護者の実態及び保健・福祉サービスに対する意向調査を集計・分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画を策定することを目的に実施するものである。

(3) 業務内容

別紙1「宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 業務の期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

(5) 事業の場所

宜野湾市役所及びその他市が指定する場所

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 委託費予算上限額

令和元年度 4,072,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和2年度 4,117,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

※人件費、出張経費、印刷費、管理費等この業務に係るすべての経費を含むものとする。

(8) 担当部課

① 担当部課 宜野湾市健康推進部介護長寿課

② 担当者 保険料係 寄川 久里子

③ 所在地 〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所1階

④ 連絡先 電話 098-893-4411（内線166）

FAX 098-896-2031

E-mail Fukusi07@city.ginowan.okinawa.jp

2 参加表明等

(1) 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

③ 沖縄県内に本社、支社、営業所を有する業者であること。

④ 自治体等において、本件業務と同種又は同等の計画策定業務等を受注した実

績があること。

- ⑤ 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 宜野湾市にかかる市税の滞納がないこと。
- ⑦ 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられること。
- ⑧ 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「宜野湾市個人情報保護条例」を遵守すること。
- ⑨ 宜野湾市の指名停止基準に基づく指名停止を応募書類の受付期間において受けていないこと。

（2）参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおりに関係書類を提出し、本市に対して参加表明を行うものとする。

① 提出書類

- ア. 参加表明書（様式1）・・・1部
- イ. 会社概要書（様式2）・・・1部
- ウ. 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書　・・・1部
- エ. 滞納のない証明書・・・1部

② 参加表明書の交付期間

令和元年8月28日（水）から令和元年9月20日（金）まで

※なお、窓口での交付可能時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）とする。

③ 参加表明書の交付場所

宜野湾市介護長寿課及び宜野湾市役所ホームページ（ダウンロード）

④ 参加表明書の提出期限

令和元年8月28日（水）から令和元年9月20日（金）まで

※なお、提出可能時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）とする。

⑤ 提出場所・方法

宜野湾市役所健康推進部介護長寿課へ持参のこと。

※郵送での提出は受け付けない。

⑥ その他

ア. 提出書類は、提出日現在における状況について記載すること。

イ. 提出書類の提出後、参加を辞退したい場合は、その旨を市長宛書面により提出すること。

3 質疑・回答

（1）質問書の提出

質問がある場合は、下記により提出すること。

① 提出書類

質問書（様式3）

② 提出期限

令和元年8月28日(水)から令和元年9月11日(水)まで(必着)

③ 提出方法

質問書を担当部課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合には、FAXでの提出も可とする。

なお、電話や担当窓口訪問による、質疑は一切受け付けないものとする。

(2) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて、ホームページ上に令和元年9月18日(水)までに随時公開

4 提案書提出の依頼

参加表明書等の提出があった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知するとともに、提案書の提出を依頼する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者については、その旨を通知するものとする。

(1) 通知期日 令和元年9月30日(月) 発送予定

(2) 通知方法 書面による通知(郵送及びFAX 予定)

5 提案書・見積書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり提案書及び見積書の提出を行うものとする。

(1) 提案に必要な書類(1部原本、9部副本)

① 提案書(任意様式) 10部

② 見積書(任意様式) 10部

③ その他パンフレット等 10部

④ 受託した場合の配置技術者の氏名、資格、経歴等 . . . 10部

(2) 提案書・見積書等の提出期限・場所・方法

① 提案書・見積書等の提出期限

令和元年9月30日(月)から令和元年10月4日(金)まで

※なお、提出可能時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日を除く)とする。

② 提出場所・方法

宜野湾市役所健康推進部介護長寿課へ持参のこと。

※ 郵送での提出は受け付けない。

(3) 提案書及び見積書の要領

① 提出される仕様内容については別紙1「宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託仕様書」、別紙2「企画提案書作成要項」により作成すること。

※別紙2「企画提案書作成要項」の項番を参考に作成すること。

② 提案書の形式はA4の印刷物とし、様式は自由とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。

③ 提出する提案書及び見積書は、代表者印を押印して提出すること。

- ④ 企画提案の内容は、貴社が責任を持って履行できる内容で提案をすること。
- ⑤ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用する等、具体的で明確な提案書を作成すること。また、目次等にあわせてインデックスを付けること。
- ⑥ 別紙1「宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務委託仕様書」に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に提案してよいものとする。
- ⑦ 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- ⑧ 提出のあった提案書の内容について、必要に応じて後日、本市から疑義照会等を行うこともある。

(4) 提案書の取り扱い

- ① 提案書・見積書等の提出期限後において、提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ② 提出された提案書等は、一切返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

6 選定方法

- (1) 選定委員会の各委員において、提案プレゼンテーションと提案書の内容について採点を行い、各委員が合計点の
- (2) 高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- (2) 上記(1)において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、各委員の合計点が配点の6割以上の評価を得られない場合は選定できない。

◎提案プレゼンテーションの実施

参加資格を有すると認められた者は、提案プレゼンテーションを行う。

① 提案プレゼンテーション実施概要

- ア. 日時 後日、日程を通知。(予定：令和元年10月15日(火))
- イ. 場所 宜野湾市役所内 当市が指定する場所
- ウ. 人数 3名以内 ※ 業務責任者は含まない。
- エ. 説明時間 30分以内(提案書説明20分、質疑応答10分を予定)
- オ. 説明者 説明者の条件はなく、複数の者が役割分担することも可とする。
- カ. 業務責任者 本業務の責任者が同席することとする。
- キ. 機器類の準備 プロジェクター、スクリーンは当市が準備。

② 結果通知

審査結果については、提案者に書面にて通知するものとする。

③ その他

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

7 契約方法

提出された提案書、提案プレゼンテーション等に基づき、当市と委託候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する予定。契約手続き及び契約書は、宜野湾市財務規則の定めるところによる。また、当市は、契約締結後においても受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等を認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。その場合において、本市は損害賠償の責めは負わないものとする。

8 留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等を行うことができるものとする。ただし、内容の変更等を行う場合は、提出期限までに変更後の書類等を提出すること。
- (2) 参加表明書等又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
- (3) 選定スケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル参加者の募集	8月28日（水）～ 9月20日（金）まで
参加表明書受付期間	8月28日（水）～ 9月20日（金）まで
質問受付期間	8月28日（水）～ 9月11日（水）まで
質問回答	9月18日（水）
参加資格の決定及び通知	9月30日（月） 発送予定
提案書等の受付期間	9月30日（月）～10月4日（金）まで
審査（プレゼンテーション）	10月15日（火）
審査結果の通知	10月17日（木）
契約締結の交渉	10月下旬